

2014年3月12日 全21頁

国内行向けバーゼルⅢ、開示要件の改正

【金融庁告示改正】国内行の開示事項、国内行向けバーゼルⅢ導入へ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年2月18日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」（開示告示）の一部改正（改正開示告示）を公表している。
- 改正開示告示は、国内基準行に対し、2014年3月31日から、いわゆる「国内基準行向けバーゼルⅢ」を導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」（自己資本比率告示）の改正（2013年3月8日公布）（改正自己資本比率告示）が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。
- 改正開示告示の要点は、（従来は「定量的な開示事項」の一部として扱われてきた）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点にあるものと考えられる。
- そして、改正開示告示は、事業年度（連結会計年度）及び中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項について、それぞれ直近の2事業年度（連結会計年度）及び直近の2中間事業年度（中間連結会計年度）を開示対象としている。
- この点について、金融庁は、「適用初年度の場合、当該年度の計数のみ該当する別紙様式各号に基づき作成し、前年度の計数は従前どおり各金融機関の独自の様式で作成して開示するということで差し支えない」としている。
- また、「この場合、前年度の計数が旧告示に基づいて算出している旨を明示する等、利用者等に誤解を与えないよう、開示資料中において明瞭に分ける等、開示方法を工夫することが望ましい」としている。
- 改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2014年3月31日から適用される。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 事業年度（連結会計年度）の開示事項	2
■ 3. 中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項	14
■ 4. 四半期の開示事項	14
■ 5. おわりに	15
■ 【付属資料1】別紙様式第四号（単体）・第五号（連結）	16
■ 【付属資料2】附則別紙様式第三号（単体）・第四号（連結）	19

1. はじめに

2014年2月18日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第三の柱」（市場規律）に係る「告示」¹（以下、「開示告示」）の一部改正（以下、「改正開示告示」）を公表している²。

改正開示告示は、国内基準行に対し、2014年3月31日から、いわゆる「国内基準行向けバーゼルⅢ」を導入するための「第一の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」³（以下、「自己資本比率告示」）の改正（2013年3月8日公布）（以下、「改正自己資本比率告示」）⁴が適用されることを受け、所要の改正を加えるものである。

改正開示告示は、改正自己資本比率告示と合わせて、2014年3月31日から適用される（改正開示告示附則第1条参照）。

本稿では、改正開示告示に基づく、国内基準行に該当する銀行又は銀行持株会社の開示事項を簡潔に紹介する。

2. 事業年度（連結会計年度）の開示事項

(1) 開示事項の大枠

事業年度（連結会計年度）の開示事項（直近の2事業年度（連結会計年度）に係るものに限る。）の大枠は、次の3点である（改正開示告示第10条第1項・第12条第1項・第15条第1項参照）。

¹ 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）」をいう。

² 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html>）

³ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

⁴ 改正自己資本比率告示（国内基準行向けバーゼルⅢ）の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、国内基準行版公表＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年5月24日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130524_007209.html）

【事業年度（連結会計年度）の開示事項】

- 自己資本の構成に関する開示事項
- 定性的な開示事項
- 定量的な開示事項

（出所）改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、それぞれの開示事項を簡潔に紹介する。

（2）自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（直近の2事業年度（連結会計年度）に係るものに限る。）は、付属資料1（p.16）の別紙様式第四号（単体）・第五号（連結）により作成する（改正開示告示第10条第2項・第12条第2項・第15条第2項参照）。

ただし、経過措置により、2019年3月30日までの間（2018年3月期を含む。）は、付属資料2（p.19）の附則別紙様式第三号（単体）・第四号（連結）により作成する。

（3）定性的な開示事項

事業年度（連結会計年度）の定性的な開示事項（直近の2事業年度（連結会計年度）に係るものに限る。）は、次のとおりである（改正開示告示第10条第3項・第12条第3項・第15条第3項参照）。

【定性的な開示事項】

- 一．連結の範囲に関する次に掲げる事項（※連結自己資本比率を算出する銀行及び銀行持株会社のみ）
 - イ．連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ又は持株会社グループ」）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
 - ロ．連結グループ又は持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - ハ．自己資本比率告示第32条等が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- 二．連結グループ又は持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループ又は持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に

- 含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ホ. 連結グループ又は持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 二. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
- 三. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 四. 信用リスクに関する次に掲げる事項
- イ. リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等 (注 1) の名称 (注 2)
- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- ハ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (注 3)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (注 4)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 株式等エクスポージャー (注 5)
- (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vii) その他リテール向けエクスポージャー
- 五. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 七. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ. 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号まで等 (注 6) に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

- ハ．信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ．証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ．証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
- ヘ．銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行及び連結グループ又は持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト．銀行及び連結グループ又は持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行及び連結グループ又は持株会社グループが行った証券化取引（注 7）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
- チ．証券化取引に関する会計方針
- リ．証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（注 2）
- ヌ．内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル．定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 八．マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（注 8）
 - イ．リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ．マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（注 9）
 - ハ．想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
 - ニ．内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明
 - ホ．追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ヘ．包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
 - ト．マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 九．オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ．リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（注 10）
 - ハ．先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無 (注 11)

十. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

ロ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(注 1) 適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。

(注 2) 使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。

(注 3) (vi) 及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行及び連結グループ又は持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(注 4) 特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。

(注 5) 株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD / LGD 方式を適用する場合に限る。

(注 6) 証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部格付手法（自己資本比率告示第 254 条第 2 項等）及び内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク（マーケット・リスク）の算出（同第 302 条の 4 第 1 項等）において準用する場合を含む。

(注 7) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。

(注 8) 自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。

(注 9) 複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。

(注 10) 部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。

(注 11) 保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 定量的な開示事項

事業年度（連結会計年度）の定量的な開示事項（直近の 2 事業年度（連結会計年度）に係るものに限る。）は、次のとおりである（改正開示告示第 10 条第 4 項・第 12 条第 4 項・第 15 条第 4 項参照）。

【定量的な開示事項】

一. その他金融機関等 (注 1) であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（※連結自己資本比率を算出する銀行及び銀行持株会社のみ）

二. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場

合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 (注 2)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD / LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算 (注 3) が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループ又は持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式 (注 4)

(2) 内部モデル方式

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループ又は持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法

ヘ. 総所要自己資本額（連結、単体） (注 5)

三. 信用リスク (注 6) に関する次に掲げる事項

- イ．信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高 (注 7) 及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ．信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別
- ハ．3 ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高並びに期中の増減額 (注 8)
- ホ．業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
- ヘ．標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高 (注 9) 並びに自己資本比率告示の規定により 1250% のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
- ト．内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分 (注 10) ごとの残高
- チ．内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (注 11)
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー： 債務者格付ごとの PD の推計値、LGD の推計値 (注 12) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値及びオフ・バランス資産項目の EAD の推計値 (注 13)
- (2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー： 債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー： 次のいずれかの事項
- (i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値 (注 14) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バラン

ス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗
ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii)適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ．内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/ LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ．内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/ LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四．信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ．標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額 （注 15）（注 16）

(1)適格金融資産担保

(2)適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ．標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額 （注 17）

五．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ．与信相当額の算出に用いる方式

ロ．グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 （注 18）

ニ．ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ．担保の種類別の額

ヘ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト．与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デ

リバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (注 19)

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3 ヶ月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (注 19)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (注 20)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (注 21)

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (注 21)

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第 247 条第 1 項等の規定により 1250% のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項 (注 22)

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12) 自己資本比率告示附則第 15 条等（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (注 21)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (注 21)

(3) 自己資本比率告示第 247 条第 1 項等の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) 自己資本比率告示附則第 15 条等（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ハ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (注 19)

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (注 20)

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (注 21)

(6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (注 21)

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第 302 条の 5 第 2 項等において読み替えて準用する自己資本比率告示第 247 条（第 1 項第 2 号を除く。）等の規定により 100%のリスク・ウェイトが

適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項 (注 22)

- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ. 銀行及び連結グループ又は持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (注 21)

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (注 21)

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第 302 条の 5 第 2 項等において読み替えて準用する自己資本比率告示第 247 条（第 1 項第 2 号を除く。）等の規定により 100%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ. 期末のバリュー・アット・リスク（VaR）の値並びに開示期間における VaR の最高、平均及び最低の値

ロ. 期末のストレス VaR の値並びに開示期間におけるストレス VaR の最高、平均及び最低の値

ハ. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ. バック・テストの結果及び損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. (連結) 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る (連結) 貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ. (連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ. (連結) 貸借対照表及び (連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ. 自己資本比率告示附則第 13 条等 (株式等エクスポージャーに 100% のリスク・ウェイトを適用する経過措置) が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

十. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行及び連結グループ又は持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(注 1) 「その他金融機関等」の定義については、脚注 4 (p. 2) の大和総研レポートを参照されたい。

(注 2) (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行及び連結グループ又は持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(注 3) 内部格付手法採用行が、自己資本比率告示第 167 条等の規定により、保有するエクスポージャー (いわゆるファンド) の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額等をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることをいう。

(注 4) 金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。

(注 5) 自己資本比率の算式の分母の額に 4% を乗じた額をいう。

(注 6) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。

(注 7) 期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。

(注 8) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、(1) 地域別、(2) 業種別又は取引相手の別という区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金についてこうした区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。

(注 9) 格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の 1% 未満である場合には、区分を要しない。

(注 10) 自己資本比率告示第 153 条第 3 項・第 5 項、第 166 条第 4 項等参照。

(注 11) 信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。

(注 12) 先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。

(注 13) 先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。

(注 14) デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。

(注 15) 包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額をいう。

(注 16) 基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(注 17) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(注 18) 派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。

(注 19) ただし、銀行及び連結グループ又は持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産

については、当期の証券化取引に係るものに限る。

(注 20) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。

(注 21) 再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。

(注 22) 主な原資産の種類別の内訳を含む。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項

中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項（直近の 2 中間事業年度（中間連結会計年度）に係るものに限る。）は、次のとおりである（改正開示告示第 11 条・第 13 条・第 16 条参照）。

【中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項】

- 自己資本の構成に関する開示事項（p. 3 参照）
- 定量的な開示事項（p. 6 参照）

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 四半期の開示事項

四半期の開示事項は、次のとおりである（改正開示告示第 14 条・第 17 条参照）。

【四半期の開示事項】

- 一. 自己資本比率（単体及び連結。銀行持株会社は連結のみ。以下同様）
- 二. 自己資本の額
- 三. 総所要自己資本額
- 四. 自己資本の構成に関する開示事項（p. 3 参照）

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、四半期の開示事項は、銀行法施行規則第 19 条の 5 に基づく努力義務規定である。この点について、金融庁は、国際統一基準行向けの開示告示の改正（2013 年 3 月 28 日公布）⁵の公表にあたって、「努力義務規定であるため、開示がなされないことのみをもって不利益処分が課されるものではありません。もっとも、これらの項目についての開示を不要と考えるものではなく、各金融機関は、（中略）情報の正確性、有用性を考慮しつつ適切に開示を行うことが期待されます。」⁶としている。

⁵ 2013 年 3 月 28 日に公布された国際統一基準行向けの開示告示の改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ、資本構成の開示要件」（鈴木利光）[2013 年 4 月 12 日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130412_007042.html)

⁶ 金融庁ウェブサイトより引用 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130328-2/a1.pdf>)

5. おわりに

改正開示告示の要点は、（従来は「定量的な開示事項」の一部として扱われてきた）自己資本の構成に関する事項が独立の開示事項として取り扱われている点にあるものと考えられる。

そして、改正開示告示は、事業年度（連結会計年度）及び中間事業年度（中間連結会計年度）の開示事項について、それぞれ直近の2事業年度（連結会計年度）及び直近の2中間事業年度（中間連結会計年度）を開示対象としている。この点について、金融庁は、「適用初年度の場合、当該年度の計数のみ該当する別紙様式各号に基づき作成し、前年度の計数は従前どおり各金融機関の独自の様式で作成して開示するという事で差し支えない」⁷としている。また、「この場合、前年度の計数が旧告示に基づいて算出している旨を明示する等、利用者等に誤解を与えないよう、開示資料中において明瞭に分ける等、開示方法を工夫することが望ましい」⁸としている。

なお、改正開示告示を現行の国際統一基準行向けの開示告示（バーゼルⅢ準拠）と比較すると、「定性的な開示事項」及び「定量的な開示事項」は、一部の例外を除いて同一の内容となっている。例外の一つとして、改正開示告示における「定性的な開示事項」（及び「四半期の開示事項」）では、国際統一基準行向けの開示告示（バーゼルⅢ準拠）と異なり、貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示事項」の項目のいずれに相当するかについての説明までは求められていない点が挙げられる。さらに、改正開示告示における「四半期の開示事項」では、国際統一基準行向けの開示告示（バーゼルⅢ準拠）と異なり、自己資本調達手段に関する契約内容の開示までは求められていない（その代りに、事業年度（連結会計年度）における「定性的な開示事項」として、自己資本調達手段の概要を開示することが求められている）。加えて、「自己資本の構成に関する開示事項」及び「四半期の開示事項」は、国内基準行向けの改正開示告示の方が国際統一基準行向けの開示告示（バーゼルⅢ準拠）と比較して著しく簡素なものとなっている。これは、国際統一基準行の「自己資本」が「普通株式等 Tier1」・「その他 Tier1」・「Tier2」の3層から成るのに対し、国内基準行の「自己資本」が「コア資本」のみから成る点に起因する。

（本文終了）

⁷ 金融庁ウェブサイトより引用 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1/00.pdf>)

⁸ 金融庁ウェブサイトより引用 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1/00.pdf>)

【付属資料 1】別紙様式第四号（単体）・第五号（連結）

本稿では、説明の便宜上、改正開示告示とは異なり、項目別に記載している。

(1) コア資本に係る基礎項目

項目		連結 or/and 単体
コア資本に係る基礎項目	(1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		連単
うち、資本金及び資本剰余金の額		連単
うち、利益剰余金の額		連単
うち、自己株式の額（△）		連単
うち、社外流出予定額（△）		連単
うち、上記以外に該当するものの額		連単
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		連
うち、為替換算調整勘定		連
うち、退職給付に係るものの額		連
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		連単
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		連
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		連単
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		連単
うち、適格引当金コア資本算入額		連単
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連
コア資本に係る基礎項目の額	イ	連単

（注）「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

（出所）改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) コア資本に係る調整項目

項目	連結 or/and 単体
コア資本に係る調整項目	(2)
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	連単
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	連単
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	連単
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	連単
適格引当金不足額	連単
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	連単
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	連単
前払年金費用の額	単
退職給付に係る資産の額	連
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	連単
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	連単
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	連単
特定項目に係る10パーセント基準超過額	連単
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	連単
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	連単
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	連単
特定項目に係る15%基準超過額	連単
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	連単
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	連単
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	連単
コア資本に係る調整項目の額	口 連単
自己資本	
自己資本の額（イーロ）	ハ 連単

(注)

- 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、改正自己資本比率告示附則第9条第1項又は第2項の規定に従い、適用日から起算して10年を経過する日までの間（すなわち2014年3月31日から2024年3月30日までの間（2023年3月期を含む。））においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（改正自己資本比率告示附則第3条第1項又は第4項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（改正自己資本比率告示附則第3条第2項又は第5項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、2024年3月31日から起算して5年を経過する日までの間（すなわち2024年3月31日から2029年3月30日までの間（2028年3月期を含む。））においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) リスク・アセット

項目		連結 or/and 単体
リスク・アセット等	(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額		連単
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		連単
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		連単
うち、上記以外に該当するものの額		連単
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		連単
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		連単
信用リスク・アセット調整額		連単
オペレーショナル・リスク相当額調整額		連単
リスク・アセット等の額の合計額	二	連単
(連結) 自己資本比率		
(連結) 自己資本比率 (ハ/ニ)		連単

(注)

- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、改正自己資本比率告示附則第12条第2項の規定に従い100%のリスク・ウェイトが適用される金融機関、銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、改正自己資本比率告示附則第5条第1項又は第3項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

【付属資料 2】 附則別紙様式第三号（単体）・第四号（連結）

本稿では、説明の便宜上、改正開示告示とは異なり、項目別に記載している。

(1) コア資本に係る基礎項目

項目	経過措置 による不 算入額	連結 or/and 単体
コア資本に係る基礎項目	(1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		連単
うち、資本金及び資本剰余金の額		連単
うち、利益剰余金の額		連単
うち、自己株式の額（△）		連単
うち、社外流出予定額（△）		連単
うち、上記以外に該当するものの額		連単
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		連
うち、為替換算調整勘定		連
うち、退職給付に係るものの額		連
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		連単
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		連
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		連単
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		連単
うち、適格引当金コア資本算入額		連単
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連単
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		連
コア資本に係る基礎項目の額	イ	連単

（注）「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

（出所）改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) コア資本に係る調整項目

項目	経過措置 による不 算入額	連結 or/and 単体
コア資本に係る調整項目	(2)	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		連単
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		連単
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		連単
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		連単
適格引当金不足額		連単
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		連単
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		連単
前払年金費用の額		単
退職給付に係る資産の額		連
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		連単
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		連単
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		連単
特定項目に係る10パーセント基準超過額		連単
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		連単
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		連単
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		連単
特定項目に係る15%基準超過額		連単
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		連単
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		連単
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		連単
コア資本に係る調整項目の額	□	連単
自己資本		
自己資本の額（イーロ）	ハ	連単

(注)

- 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、改正自己資本比率告示附則第9条第1項又は第2項の規定に従い、適用日から起算して10年を経過する日までの間（すなわち2014年3月31日から2024年3月30日までの間（2023年3月期を含む。））においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（改正自己資本比率告示附則第3条第1項又は第4項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（改正自己資本比率告示附則第3条第2項又は第5項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、2024年3月31日から起算して5年を経過する日までの間（すなわち2024年3月31日から2029年3月30日までの間（2028年3月期を含む。））においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。
- 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して5年を経過する日までの間（すなわち2014年3月31日から2019年3月30日までの間（2018年3月期を含む。））において、自己資本比率告示第28条第2項各号に掲げる額から、改正自己資本比率告示附則第8条第1項及び第2項又は第3項及び第4項の規定に従い、コア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、2015年3月31日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、改正自己資本比率告示附則第6条第1項の表に規定する該当期間に適用される率（20%）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた80を「経過措置による不算入額」に記載する。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) リスク・アセット

項目	経過措置 による不 算入額	連結 or/and 単体
リスク・アセット等	(3)	
信用リスク・アセットの額の合計額		連単
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		連単
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）		連単
うち、繰延税金資産		連単
うち、前払年金費用		単
うち、退職給付に係る資産		連
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		連単
うち、上記以外に該当するものの額		連単
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		連単
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		連単
信用リスク・アセット調整額		連単
オペレーショナル・リスク相当額調整額		連単
リスク・アセット等の額の合計額	二	連単
(連結) 自己資本比率		
(連結) 自己資本比率（ハ/ニ）		連単

(注)

- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」（単体）又は「退職給付に係る資産」（連結）の欄には、改正自己資本比率告示附則第8条第2項又は第4項の規定に従い、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産若しくは前払年金費用（単体）又は退職給付に係る資産（連結）の内訳の別に記載する。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、改正自己資本比率告示附則第12条第1項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイト（100%～200%）が適用される自己資本比率告示第76条の2の3若しくは第178条の2の3に規定するエクスポージャー又は改正自己資本比率告示附則第12条第2項の規定に従い100%のリスク・ウェイトが適用される金融機関、銀行持株会社若しくは最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、改正自己資本比率告示附則第12条第3項及び第4項に規定するエクスポージャーについて同様とする）。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用（単体）又は退職給付に係る資産（連結）及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、改正自己資本比率告示附則第5条第1項又は第3項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

(出所) 改正開示告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

以上